



熊本県公報

第 1 1 9 3 8 号

平成 22 年 8 月 31 日(火)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示	
○平成22年9月県議会定例会の招集……………	(財政課) 1
○熊本県地域総合整備資金貸付要項の一部を改正する要項……………	(地域振興課) 1
公 告	
○熊本都市計画道路の変更(熊本県決定)……………	(都市計画課) 1
○土地改良区の定款変更認可……………	(農村計画・技術管理課) 2
登 載 依 頼	
○熊本県次世代育成支援行動計画推進協議会の開催……………	(熊本県次世代育成支援行動計画推進協議会) 2

告 示

熊本県告示第845号

平成22年9月15日に熊本県議会の定例会を、熊本市に招集する。
平成22年8月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県告示第846号

熊本県地域総合整備資金貸付要項の一部を改正する要項を次のように定める。
平成22年8月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県地域総合整備資金貸付要項の一部を改正する要項
熊本県地域総合整備資金貸付要項(平成2年熊本県告示第367号)の一部を次のよう
に改正する。

附則第2項中「平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間」を「平成22
年4月1日から平成23年3月31日までの間」に改める。

附 則

この要項は、告示の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

公 告

熊本県公告第488号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18
条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する
同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に
供する。

なお、熊本市及び嘉島町の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに縦覧に供さ
れた都市計画の案について熊本県に意見書を提出することができる。

平成22年8月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 都市計画の種類
熊本都市計画道路 3・3・12号 本荘犬渕線
熊本都市計画道路 3・4・48号 鯉著町橋線
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
熊本市春竹町春竹、本庄町、本山町、平成二丁目、平成三丁目、江越一丁目、江越二
丁目、馬渡一丁目、馬渡二丁目、流通団地一丁目、流通団地二丁目、御幸笛田二丁目、
御幸西一丁目、御幸西二丁目、御幸西三丁目、御幸西無田町、御幸笛田町、御幸木部町、
御幸木部三丁目、元三町、上益城郡嘉島町大字犬渕字中須、字八反田、字請畑、大字鯉
字皆根、字高人、大字上島字同尻、字長池、字西塘添の各一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所
熊本県土木部都市計画課、熊本県上益城地域振興局土木部技術管理課、熊本市都市建

- 設局都市政策部都市計画課、嘉島町建設課都市計画係
4 縦覧期間
平成22年8月31日から平成22年9月14日まで

熊本県公告第489号

球磨郡錦町に事務所を置く錦町土地改良区理事長尾方幸治から平成22年7月30日付けで申請のあった定款の変更については、平成22年8月23日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。
平成22年8月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登載依頼**熊本県次世代育成支援行動計画推進協議会公告第1号**

熊本県次世代育成支援行動計画推進協議会の会議を、次のとおり開催する。
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。
平成22年8月31日

熊本県次世代育成支援行動計画推進協議会長

- 1 開催日時
平成22年9月6日（月）
午後1時30分から
- 2 開催場所
熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県庁新館2階「多目的AV会議室」
- 3 会議内容
(1) 前期計画の取組結果について
(2) 後期計画における平成22年度の取組予定について
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、氏名、住所を記入し、事務局の指示により、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県次世代育成支援行動計画推進協議会事務局（熊本県健康福祉部少子化対策課次世代育成支援班）
（電話096-333-2225）